愛知県立豊橋聾学校高等部見学説明会

とき：6月18日㈫午後1時30分～3時20分　**ところ：**愛知県立豊橋聾学校（草間町字平東）　**対象：**聴こえやことばに障害のある中学生と保護者　**問い合わせ：**愛知県立豊橋聾学校高等部（☎45・2049FAX47・7545）

6月1日㈯～30日㈰は海洋環境保全推進月間です

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに6月を推進月間と定め、海洋環境の保全に取り組んでいます。ゴミや油や廃船を海へ捨てず、一人ひとりが地元の青い海を大切にしましょう。また、海への不法投棄や海洋汚染を見かけたら「118番」へ通報をお願いします。

問い合わせ：三河海上保安署（☎34・0118FAX32・6699）、市役所港湾活性課（☎34・3710）

地域資源回収にご協力ください

地域資源回収は、家庭から出る「新聞紙、雑誌、布類、缶」などを「資源」として再利用する、非常に「エコ」な活動です。各地域の自治会、小・中学校のPTA、幼稚園・保育園の保護者会など、多くの団体がごみの減量や資源の再利用を図るため、資源回収を実施しています。また、協力団体には回収量に応じて奨励金が交付され、備品の整備や親睦行事などの地域活動に使われています。限りある資源を有効に活用し、美しい地球を次の世代の子どもたちに残すため、ぜひ地域資源回収にご協力ください。

回収品目：新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古布、アルミ缶、スチール缶など（各団体によって異なります）

回収日：ホームページ（http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo/decrease/yotei.html）参照　**問い合わせ：**環境政策課（☎51・2417）

労働契約法が改正され、新しいルールができました

有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようにするため、労働契約法が改正されました。有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備され、①無期労働契約への転換②「雇止め法理」の法定化③不合理な労働条件の禁止という3つのルールが、4月1日㈪から全面施行されました。詳しくは、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/）をご覧ください。

問い合わせ：豊橋労働基準監督署（☎54・1192）

地球の鼓動は元気ですか？6月5日㈬は世界環境デー

国連で定める国際的な記念日「世界環境デー」は、世界が心を1つにして、環境保全の重要性や環境問題について考え、世界各国でさまざまな環境保全に関する取り組みが行われる日です。また、6月は環境月間です。みなさんもこの機会に、地球の鼓動に耳を傾けてみませんか？かけがえのない地球環境を守るために、「買い物はエコバッグを持参する」「生ごみの水切りは、もうひとしぼり」「近場は自転車で出掛ける」など、できることから始めましょう。

問い合わせ：環境政策課（☎51・2454）

情報ピックアップ

“コカ・コーラ ゼロ” 鈴鹿8時間耐久ロードレース「MuSASHi RT HARC-PRO」を応援しましょう

豊橋市にゆかりがあり、「ええじゃないか豊橋」の口ゴと「トヨッキー」のイラストが入ったマシンで戦うレーシングチーム「MuSASHi RT HARC-PRO」が、今年も“コカ・コーラ ゼロ” 鈴鹿8時間耐久ロードレースに出場します。みなさんの熱い声援をお願いします。

とき　7月25日㈭～28日㈰　**ところ**　鈴鹿サーキット（鈴鹿市稲生町）　**チケット（前売り券）の販売**　鈴鹿サーキットモビリティステーション、ローソンチケット、イープラス、電子チケットぴあ、ローソン、セブン-イレブン、ファミリーマート、サークルK・サンクス、ミニストップ　**問い合わせ**　㈱モビリティランド 鈴鹿サーキット（☎059・378・1111）、市役所観光振興課（☎51・2430）

■チケット（前売り券）料金

種類	大人	中・高校生
料金	5,500円	1,600円

※3歳児～小学生は、ゆうえんち入園料で観戦できます
※当日券などの料金については、鈴鹿サーキットに直接お問い合わせください

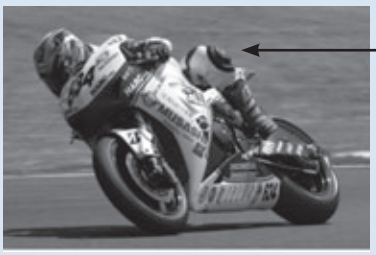

ええじゃないか豊橋

「MuSASHi RT HARC-PRO」のマシンには、「ええじゃないか豊橋」と「トヨッキー」のステッカーが貼ってあります。

6月23日㈰～29日㈯は男女共同参画週間です

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が平成11年6月23日であることから、毎年6月23日～29日の1週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画について理解を深めるためのさまざまな取り組みを行っています。男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現のためには、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

■絵手紙・写真の展示

とき: 6月21日㈮～28日㈮（土・日曜日を除く） **ところ:** 市役所市民ギャラリー（東館1階） **内容:** 公募による男女共同参画に関する絵手紙・写真の入賞作品などを展示します

[共通事項] 問い合わせ: 市民協働推進課（☎51・2188）

情報ピックアップ

6月2日㈰～8日㈯は、危険物安全週間です

危険物安全週間推進標語「あなたこそ 無事故を担う 司令塔」

問い合わせ 消防本部予防課（☎51・3120）、中消防署（☎52・0119）、南消防署（☎46・0119）

ガソリン、灯油などの石油類をはじめとする危険物は、事業所などで幅広く利用されるとともに、私たちの生活の中でも欠かすことのできないものとなっています。これらの危険物は、私達の暮らしを豊かにする一方で、その取扱方法を誤ると火災などの災害を誘発する危険性を持っています。危険物を貯蔵し、または取り扱う場合は、次のことに注意しましょう。

- ガソリン、灯油などは必要以上に貯蔵せず、子どもや外部の者が容易に触れないよう安全な場所で管理しましょう
- 引火性の危険物（ガソリン、灯油、スプレー缶など）を火の近くで使用するのは、やめましょう
- スタンドなどの給油取扱所でガソリンや灯油を購入するときは、決められた運搬容器（ガソリンは専用の携行缶など）に入れましょう

情報ピックアップ

大切な命を守るために 住宅用火災警報器を設置していますか？

問い合わせ 消防本部予防課（☎51・3115）

「住宅用火災警報器」は火災をいち早くキャッチし、音声や音で知らせてくれるものです。市内では、平成24年の1年間に住宅用火災警報器の設置により早くに発見ができ、火災に至らない、または、ぼや程度でおさまった事例が9件あり、ほとんどが台所に設置した住宅用火災警報器の効果によるものでした。

平成20年6月1日から、すべての住宅に「住宅用火災警報器の設置」が義務化されています。豊橋市では寝室、階段（2階以上の階に寝室がある場合）および台所に設置が必要です。ただし、共同住宅などで消防法令に適合する自動火災報知設備などがすでに設置されている場合は、設置が免除されます。また、高齢者や障害者を対象にした支援制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■設置場所

寝室 就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置します。

階段 就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面に設置します。

台所 調理時に煙または蒸気が直接かからない天井または壁面に設置します。

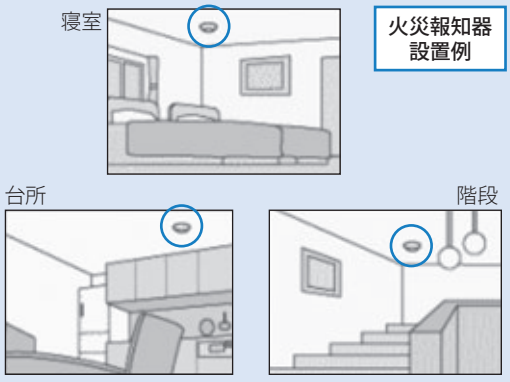

取付方法などの詳細については、購入した器具の取扱説明書を確認してください。

■購入場所

電化製品販売店、消防防災設備取扱店および量販店などで購入できます。購入の目安として次のマークがついているものを選びましょう。

日本消防検定協会鑑定マーク

悪質な訪問販売などに十分注意してください

市職員や消防職員のふりをして強引に価格の安いものを高額で販売するケースがあります。市役所や消防署の職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。また、業者による点検の必要はありません。取扱説明書で点検方法をよく確認して、自ら点検を行う習慣をつけましょう。